**令和２年度岡山県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要項**

**１．目的**

　障害者虐待は、障害のある人の人権を著しく侵害するばかりか、虐待に遭った障害のある人の自立や社会参加に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このような中、平成24（2012）年には障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の予防や早期発見、適切な対応に向けての体制整備が図られたところです。

一方、障害者虐待を防止するためには、このような体制整備と相まって、虐待の相談・通報に関わる窓口の職員や障害者支援に深く関わる施設等従事者が、迅速かつ適切な対応をとることが肝要です。

　　本研修は、こうした認識に基づき、障害者虐待防止を担当する市町村職員（市町村虐待防止センター職員）・県職員や障害者福祉施設等の管理者・職員等を対象として基礎的な知識の修得と支援技術の向上を図ることを目的として実施します。

　　今年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合形式での開催は行わず、オンライン開催とします。

　　なお、本研修の一部は、厚生労働省が主催して一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会が受託実施した「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（令和２年度厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護事業）の伝達研修であることを付記します。

**２．ねらい**

本研修は、障害者虐待防止に携わる職員として必要な基礎資質の向上をめざし、以下をねらいとして実施します。

○障害者虐待の現状や動向を把握することで障害者虐待防止対策の必要性を理解し、予防や対応策の作

　成に向けての動機付けを図ります。

○障害者福祉施設・事業所の役職員又は市町村（県）職員として、虐待の予防や対応に必要な組織体制、

　機関・職員連携の方法を理解します。

○虐待の予防や早期発見、適切な対応に資する知識や技術の基礎を修得し、実践力の向上を図ります。

**３．主催**

　　実施主体　岡山県

　受託団体　公益社団法人岡山県社会福祉士会（岡山県障害者権利擁護センター）

**４．対象**

　　県及び市町村の障害者虐待防止担当者、市町村虐待防止センター職員等

　　障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所の管理者・職員（サービス管理責任者等）

　　その他、障害者虐待防止・権利擁護に関係する者

**５．講義動画の視聴期間**

　　令和３年２月１９日（金）から３月１２日（金）まで

**６．講義動画の視聴方法**

　令和３年２月１７日（水）に申込者に対して視聴用URLをメールにてご案内いたします。

**７．研修カリキュラム（予定）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **科目** | **獲得目標** | **時間** | **講師** |
| **共通研修１**  「研修の趣旨・虐待対応状況及び障害者虐待防止法の概要」 | １.障害者虐待対応状況を理解する。  ２.障害者虐待防止法の意義、概要を理解する。 | 40分 | 岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室  副参事　頼本謙一氏 |
| **共通研修２**  **（施設従事者コースを含む）**  「支援の質の向上と虐待通報の意義及び通報後の対応について」 | １.やむを得ない理由による身体拘束の要件、行動障害のある利用者に対する行動制限の廃止に向けた適切な支援のあり方について理解する。  ２.自事業所で虐待が疑われる事案が生じた場合の具体的対応について理解する。  ３.通報義務の意義が虐待を受けた障害者を守ることはもちろん、虐待した職員、施設・事業所、設置者・経営者のすべてを救う道であることを理解する。  ４.虐待が認定された場合の行政の対応を理解し、虐待を受けた障害者の保護について、行政からの要請の協力と、保護された障害者への対応方法について理解する。 | 40分 | 社会福祉法人  津山みのり学園障害者支援施設ココロみのり  施設長　寺坂弘昭氏 |
| **共通研修３**  **（施設従事者コースを含む）**  「虐待防止のための体制づくり」 | １.虐待防止に向けた組織的な取組みや虐待防止委員会についての知識を獲得する。  ２.自事業所において虐待防止委員会の設置ができる。 | 40分 | 医療法人豊仁会  まな星クリニック  多機能事業所スピカ  訪問型職場適応援助者  安藤啓貴氏 |
| **都道府県市町村自治体コース**  「あなたが気づいたその出来事、虐待ですか？」  「虐待かも？初めにあなたがすることは何？」  「権利擁護は続くよ、どこまでも。虐待対応は、どこまで続く？」  （市区町村の担当が疲弊していませんか？）  「極上の支援は『ゆるし』の視点。虐待の種に気づいていますか？」  （部屋でおならをするのは悪人か？） | １.「養護者による障害者虐待」のとらえ方について、自治体の担当者として押さえておきたいポイントを知る。  ２.「養護者による障害者虐待」に対する市区町村の対応について、基本的かつ必要なことについて理解する。  ３.障害者本人の自立した生活のための支援について、虐待対応担当として役割を把握し、通常支援へ移行するステップを理解する。  ４.虐待対応における養護者支援の重要性を知り、虐待防止の観点から養護者が抱える問題を理解し、虐待の芽が発芽する前の『虐待の種』の存在に気づく。 | 40分 | 倉敷市福祉援護課  兼被災者生活支援室  主任　多田城太郎氏 |

**８．参加費・資料**

　　参加費：無料

　　資　料：各自でダウンロード

**９．申込方法**

[公益社団法人 岡山県社会福祉士会](https://csw-okayama.org/)のホームページ（https://csw-okayama.org）から

～新着情報（お知らせ）「令和２年度岡山県障害者虐待防止・権利擁護研修」～をクリック



**もしくは右記QRコードから→**

申込サイトに入り、必要事項を入力して令和３年２月５日（金）までにお申込みください。

受付が完了すると「送信完了メール」が届きます。

**１０．その他**

　※参加券は発行いたしません。

　※動画配信サービスを利用した受講は、光回線など高速で安定した通信環境を確保してください。

　　画面上に教材提示を行う場合もあるため、最低でも10 インチ以上の画面で受講してください。

　※受講時および研修資料に関して、研修実施時の写真撮影、録画、録音、またはそれに準ずる行為を禁止

　　としております。

　※**講義動画視聴後、アンケートにご回答ください。アンケートのご提出をもって研修修了と見なします。**

**アンケートは記名式とします。**

**１１．お問い合わせ・事務局（申込先）**

　公益社団法人岡山県社会福祉士会・岡山県障害者権利擁護センター［久保・本江］

　　〒700-0807　岡山市北区南方2-13-1　きらめきプラザ7階

　　電話：086-224-3279（平日8時30分～17時15分）